

平成27年度第2回東京都税制調査会
議事録

日 時 平成27年11月9日（月）

場 所 都庁第二本庁舎 31階特別会議室27

平成27年度第2回東京都税制調査会

平成27年11月9日（月）10:00～11:21

都庁第二本庁舎

31階特別会議室27

【税制調査担当部長】 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。開催に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

お手元の一番左側ですが、上から順に、本日の「次第」「座席表」でございます。

その右側ですが、上から資料1「平成27年度東京都税制調査会答申（案）の概要」、資料2「答申（案）」でございます。最後に、一番右側ですが、上から諮問文、本年度の検討事項、小委員会の開催経過、当調査会と小委員会の委員名簿、当調査会の設置要綱と運営要領でございます。

資料はおそろいでございますでしょうか。

また、本日、ご発言の際は、それぞれ皆様の前にございますマイクの下ボタンを押していただきまして、赤いランプが点灯してからご発言いただければと思います。よろしければ会議を始めさせていただきます。

進行につきましては、〇〇会長をお願いいたします。

【会長】 皆様、本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから平成27年度、第2回東京都税制調査会の総会を開催いたします。

本年度、つまり、27年度は3年間で1期とする東京都税制調査会の初年度に当たっております。5月に第1回の調査会総会を開催しました。そこでお手元に諮問文を配付しておりますが、この諮問事項のとおり、本年度は「直面する税制上の諸課題に関すること」「真の地方自治の確立に向けた税財政制度等に関すること」について議論を行ってまいりました。そして、小委員会におきまして検討を重ねてきました結果をお手元の答申（案）として取りまとめしております。本日は、この答申（案）についてご審議をいただきます。

皆様のご意見を伺った上で、この案文の修正を行いまして、次回の総会でご承認をいただければと考えております。

それでは、審議に入ります前に、事務局を代表して、〇〇副知事に一言ご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

【副知事】 おはようございます。

今日は、委員の皆様にはお忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日ごろから本調査会の運営に格別のご協力をいただいております。厚く御礼を申し上げます。

本調査会は、今年から毎年答申を取りまとめるというように運営が改められたところでございますが、これは国におきます税制改正がしばしば急な動きになっているということが前提にあるかと思っております。やはり今年も同様の動きがございます。週末も実効税率の話であるとか、そもそも軽減税率の話をどうするかという大きな話があるわけですが、その中でも私どもに非常に関係があります地方法人課税における偏在是正措置の拡大あるいは分割基準の見直し等もまだ表立っては出てきていませんけれども、相当深く検討されていると思っております。

こうした動きに対しまして、今年の9月であります。私どもは本調査会の議論も十分に踏まえまして『共存共栄による日本全体の発展を目指して～地方税財政に関する東京都の主張～』という冊子を取りまとめさせていただきます。その中では、不合理な偏在是正措置は限られた地方財源の奪い合いに過ぎず、地方の巨額の財源不足の解決につながらなければならず、地方の自主的・自律的な行財政運営を阻害するものであること、そして、

何より不合理な偏在是正措置を直ちに撤廃をし、地方税に復元するとともに、総体としての地方税財源を拡充して、共存共栄による日本全体の発展を目指すべきであり、今後はこうした取り組みを一層強化していくというようなことを主張いたしたわけですが、状況は相変わらず厳しいものとなっていると認識しております。

先月でございますが、地方財政審議会の中に地方法人課税のあり方に関する研究会というものが設けられておりまして、昨年までは都税調会長にお願いしたわけですが、今年は私も都としての立場を主張するという意味でみずから出ていきまして、東京の抱えている膨大な財政需要や偏在是正措置の問題点等を説明してまいったわけでございます。

本日、議題に供されております平成27年度東京都税制調査会答申（案）は、こうした状況を見据えながら、〇〇会長を初め、小委員会の委員の皆様には多くの時間を割いていただきご議論いただき、取りまとめをいただいたものと思っております。改めて御礼を申し上げますとともに、ご出席をいただいております委員の皆さんにおかれましては、本年度の答申の取りまとめに向けて、よろしくご審議をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

次に、当調査会の委員に異動がございましたので、事務局から紹介させていただきます。

【税制調査担当部長】 それでは、第1回調査会以降に当調査会の委員に就任された委員をご紹介申し上げます。

東京都議会議員の〇〇特別委員でございます。

【特別委員】 〇〇です。よろしくお願いいたします。

【税制調査担当部長】 委員の紹介は以上でございます。

【会長】 それでは、これより議事に入ります。

まず、今回、小委員長は〇〇委員なのですが、今アメリカに滞在されていますので、今年度につきましては、小委員長代行を〇〇委員にお願いしました。そこで、〇〇委員から東京都税制調査会の小委員会の開催経過について説明をお願いします。よろしくお願いいたします。

【委員】 お手元でございます「平成27年度東京都税制調査会小委員会の開催経過」という資料をご覧くださいいただければと思います。

本日、ご審議いただきます答申（案）は、この資料にありますとおり、今年度5月から10月にかけて小委員会を6回開催する中でつくり上げてきたものでございます。

第1回は少子高齢化、人口減少社会における税制。第2回、東京の活力向上と税制。第3回の地方財政調整制度。そして、第4回の都政等における地方税制度の喫緊の課題ということで、それぞれのテーマで議論を重ねまして、その内容をもとに今回の答申（案）を作成しているところでございます。

以上です。

【会長】 それでは、引き続いて、事務局から答申（案）について、詳細な説明をお願いします。

【税制調査担当部長】 それでは、答申（案）についてご説明いたします。

お手元の資料1「平成27年度東京都税制調査会答申（案）の概要」をご覧くださいと存じます。

今年度の答申は3部構成になっております。特徴といたしましては、地方全体の立場から、税制改革の視点等を述べるとともに、都財政に大きな影響を及ぼす地方法人課税をめぐる喫緊の課題に焦点を当てていることでございます。

まずⅠでは、地方税全体に関しまして税制改革の視点と方向性を述べております。

「1 地方自治を支える分権改革」では、地方自治体が自主・自立的に行財政運営を推進していくため、総体として地方財源を拡充する分権改革を進める必要があるとしております。

「2 税制改革の視点」では、社会構造の大きな変化に対応し、少子・高齢、人口減少社会にふさわしい税制について検討すべきとし、また、都市と地方が共存共栄の関係を構築し、それぞれの特性を発揮しつつ、我が国全体の活力を高めていくことが重要であり、行政サービスに必要な財源を安定的に確保するためには、国民の理解を得て、負担の適正化を図ることが不可欠としております。

「3 税制改革の方向性」では、所得循環の生産、分配、支出という3つの局面でバランスよく課税することが望ましく、所得課税、消費課税、資産課税を適切に組み合わせた税体系の構築が必要であるとともに、地方税の充実、とりわけ地方消費税の割合を高めるよう求めることが重要であるとしております。

次にⅡ部でございますが、地方法人課税につきましては、地方分権に逆行する偏在是正措置が行われ、拡大の動きも見られることから、地方法人課税をめぐる喫緊の課題への対応として取り上げております。

「1 法人事業税及び法人住民税」では、地方自治体が行う行政サービスは法人の事業活動を支えており、法人には受益に応じた負担を求めることが必要としております。

ページをおめくりいただきまして、2ページになりますが、「2 税源の偏在是正」では、東京は、首都機能を担うとともに、人口・企業が集中し、大都市としてさまざまな課題を抱えており、少子・高齢化対策、治安対策、インフラ整備など、膨大な財政需要を抱えていることを考慮すべきとし、過去に類を見ない速さで進行する東京の高齢化に適切に対応するためには、福祉インフラの整備のみならず、在宅医療・在宅介護サービスの確保も不可欠であり、社会保障関係の財政需要は、将来にわたって拡大し続けていくことが予想されるとしております。

次に、地方法人特別税・同譲与税及び地方法人税は、受益に応じた負担という地方税の原則に反しており、地方分権に逆行する。速やかに撤廃し、地方税として復元すべきと主張するとともに、不合理な偏在是正措置は、限られた税収を奪い合う地方間の水平調整に過ぎず、地方税収全体のパイの拡大にはつながらないとし、また、地方法人税の創設により、都は地方消費税率の引き上げによる増収額を都民の社会保障施策に充てることができず、他の地方自治体と歩調を合わせることができないとしております。

「3 分割基準のあり方」では、分割基準は、複数の地方自治体で事業活動を行う法人の課税権を正しく帰属させる基準であり、事業活動規模を的確にあらわす指標であるべきとし、法人の事業活動規模を最もよくあらわす指標は付加価値であり、人件費の付加価値に占める割合は約7割であること。また、域外からの通勤者も行政サービスを享受するという面もあることから、従業者数は人件費の代替指標であり、簡便な基準としてふさわしいとしております。

さらに、これまで数次にわたり、大都市に不利益な見直しが行われてきたが、分割基準を財政調整の手段としてはならないとしております。

「4 企業版『ふるさと納税』」につきましては、受益に応じた負担という地方税の原則に反するものとしております。

ページをおめくりいただきまして、3ページになりますけれども、Ⅲ部では、Ⅰ部で述べた税制改革の視点を踏まえ、地方の自主自立的な行財政運営を目指す観点から、地方税財政における諸課題について述べております。

「1 法人実効税率のあり方」では、法人実効税率の引き下げだけで企業誘致は困難であり、人材確保や規制緩和がより重要であるとし、法人実効税率の引き下げの影響については、国の責任で対応すべきとしております。

「2 法人事業税の外形標準課税」では、外形標準課税は法人の事業活動の規模に応じた、薄く広い課税により公平性を確保するものであり、景気変動に左右されにくく、税収の安定化に寄与しているとしております。

「3 個人所得課税における控除のあり方」では、所得税について、所得控除を見直し、税額控除としていくことは逆進性の緩和につながるものであり、積極的に検討する必要があるとしております。

「4 地方財政調整の意義と地方交付税」では、地方税を補完するものとして、地方交付税制度の持つ財源保

障機能及び財源調整機能をより適切に発揮させていくことが重要としております。

最後に「5 重要な政策課題への対応」でございます。ここでは、地方自治体が直面する政策課題に積極的に取り組むため、政策支援税制の活用も有効であるとし、また、地方自治体間の連携による税務知識・技術の共有化に積極的に取り組むことが課題であり、都はこうした課題、取り組みにおいて積極的に貢献すべきとしております。

答申（案）の説明は以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思いますが、小委員長代行の立場で〇〇委員から何か補足することがございましたら、お願いします。

【委員】 それでは、少し補足をさせていただきます。

実は、今回、こちらの小委員会の委員なのですが、新たな3年間を迎えたということで、かなりの委員が入れかわっておりまして、新しい先生方に随分お入りいただいております。税財政の専門家にとどまらず、例えば都市計画、まちづくり、社会保障の専門の先生にも入っていただいたというのが今回の特徴でございまして、そのような新たな体制で検討を行ったということを初めにお伝えさせていただきます。

前半は、それぞれの委員の先生方の関心あるテーマでご報告をいただきながら、それに基づいて議論を重ねてきたのですが、その中では、今、申しましたとおり、必ずしも税財政の専門家だけではございませんでしたので、これからの東京のあり方について、また、それを踏まえた税制のあり方についてというような観点から、かなり幅広い充実した議論ができたのではないかと認識しております。

東京の魅力というものをどうのように伸ばしていけばいいのか。あるいはこれから東京が直面していくであろう少子・高齢のさらなる進展ですね。そうしたことも含めて、かつ、東京の特性も生かしながら、どのような東京をつくっていけばいいのかということについては、非常にいろいろな意見が出たのですが、では、それを踏まえてあるべき税制をどう考えるのかというのはかなり根本的な議論でございまして、残念ながら、今年1年目ということもあって、課題出しはできたのですが、それに対するあるべき税制論を一からというようなところまでには至っておりませず、これは次年度あるいはその翌年度の課題になっていくのかなというところがございます。

そうした点では、これからの東京の魅力ですね。それも今、共存共栄ということが言われておりますが、東京ひとり勝ちという世界ではなくて、東京も、あるいは地方圏も一体となってということを考えていったときの税制のあり方をどうのように考えればいいのかということについて一定の整理ができたのではないかなと思っております。

ただ、例えば今、一方で、所得課税のあり方、再分配機能の強化といったようなところについて国のほうで議論がされているところですが、そうした点については、今回、時間の限りもございましたので、特段の議論はできておりませず、これについても次年度以降の課題になっていくものと認識しているところでございます。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

事務局の説明にありましたとおり、この答申（案）は3部構成になっております。第Ⅰ部は税制改革の視点と方向性、第Ⅱ部が地方法人課税をめぐる喫緊の課題への対応。第Ⅲ部は地方税財政における諸課題となっておりますが、相互に関連する内容もございまして、一括してご審議いただきたいと思っております。

今年は先ほどの説明にありましたとおり、前期と違いまして、毎年答申という形で出していく。3年目に最終答申ということになって、そのように呼び方を変えたのと同時に、これは中をご覧いただくとわかるのですが、

それぞれの項目の最初に、先ほどの概要の説明もありましたけれども、まとめのような短い文章をつけるということをしております。また、後ろのほうに参考資料がついているというのは前期と同じなのですが、この文章の間にもいろいろな図表を入れるという形で、やや形式を変えた形で工夫をしてみたというところがございます。これにつきまして、どこからでも構いませんので、ご質問、ご意見のある方はご発言いただければと思います。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

〇〇特別委員、どうぞ。

【特別委員】 どうも初めて委員になります。よろしく申し上げます。

さまざまな分野の小委員会の委員の先生方がまちづくり、東京のまちをどうしようかという観点から議論されたということに本当に私もいい議論がきつとされたのだと思っています。

この答申（案）について、積極的に評価したいというところからまず発言させていただきたいと思います。国が地方税を吸い上げるという動きに対して、法人事業税、法人住民税は、その地域に存在する法人が行政サービスを受ける対価であるから、その自治体から奪うのは理不尽であるというそもそも論を柱に据えて、国の地方法人課税吸い上げを批判したことは重要だと思っています。

法人事業税は法人の事業活動と行政サービスとの幅広い受益関係に着目した税であって、法人住民税は地域の構成員である法人が個人と同様、行政サービスの経費を広く分かち合うという考え方であるなどと、そもそもの原則を確認して地方自治体の行政サービスは、教育や医療も含め、地域住民のためだけでなく、法人の事業活動を支えており、受益に応じた負担を求めることが必要だと、その根拠をきちんと確認をして、地方法人税の創設や企業版「ふるさと納税」などによって法人事業税や法人住民税という地方自治体の自主財源を吸い上げ、他の地方自治体に配分するのは地方法人課税の応益原則をゆがめると指摘していることも同感です。大都市特有の財政需要として、さまざまなものを挙げられていますけれども、特に今後、膨大な財政需要を生み出すものとして、高齢化の進行と、それに伴う社会保障サービスの拡充、医療、介護の人材確保や、保育サービス整備など、子育て環境の充実、そして、ライフラインなどの維持更新、大規模自然災害の対策の必要について、踏み込んで説明して強調したことは重要だと思っています。

ただし、踏み込んだ記述はありませんけれども、国際ビジネス環境の創出だとか、渋滞解消のためのインフラ整備などに言及していますが、これはいただけないかなと思います。国際ビジネス環境創出の名のもとに一層の東京一極集中を進めることは、日本全体のバランスのとれた発展を阻害するものとなります。また、渋滞解消のインフラ整備と言いますが、今後、人口減少社会においては交通需要も減っていく可能性が高く、東京都が直近で出した都市計画道路の第4次優先整備路線選定のための中間のまとめですら将来の東京の交通需要がふえるか減るかすら記述がなくて、見通しを持ってない状況です。そのもとで渋滞解消などといって外環道などを初めとした巨大道路建設が進められ、その結果、先に挙げたような少子高齢社会対策やインフラの維持更新、防災対策がおろそかになるようなことがあってはならないと思うからです。

こうしたことを受けて、限られた税制を奪い合う地方間の水平調整ではなくて、地方税、税収全体のパイを拡大して、総体として地方税財源の拡充をすることこそ税制改革の課題であるということを明確に打ち出したことは重要だと思っています。また、国際間競争、外国資本の呼び込みを口実にした法人税の引き下げの動きに抵抗したことも重要だと思っています。我が国の法人の公的負担が他の先進資本主義国と比較して決して高いとは言えないことを改めて確認したことや、法人実効税率の引き下げが外国資本の呼び込みに必ずしも有効とは限らないことを明らかにしたことも法人実効税率の国際的な引き下げ競争が各国の負担増や社会保障の切り下げを生み出して、かつてはOECDすら有害な引き下げ競争と指摘せざるを得なかったことから見ても重要だと思っています。

所得格差の拡大への対応というのを位置づけて、消費税をはじめとした逆進性に言及したことも重要だと思っ

ています。若年層を中心とした非正規雇用の増大、低所得の高齢者の増大により、格差が拡大しているにもかかわらず、収入が少ない世帯ほど負担が重くなる逆進性を本来持っている消費税率の引き上げによって、税の逆進性が進行していることを資料で示されて、その是正の必要性を指摘していることは重要です。

しかし、是正すべき課題については、住民の負担の公平感という主観的なものとどまっています。私は、憲法が述べている法のもとでの平等を実現するためには、税負担の実質的な公平性を確保するためには、税の不公平性、つまり、持っている者には多く負担してもらう応能負担の累進課税こそ求められていると思います。

こうしたことに目が向けられていないために、所得控除を税額控除に移行していく、それ自体の意義は否定しませんが、一時しのぎの対策にとどまっていると言えるのではないのでしょうか。税負担の逆転現象については、資料の11ページの表にも示していただいたことは重要だと思っています。しかし、現在の税制ですと、年間所得1億円を超えると所得税の負担率が下がっていくことや、2012年度で見ても大企業の法人税の実質負担率は14%で、中小企業の25%より低いというような実態まで踏み込んでいただくと、さらによかったかと思えます。

最後に指摘させていただきたいことなのですが、全体として、応益負担の考え方に基づいて、広く安定的に集めることが必要だということで、地方消費税を地域間の偏在が小さい上、景気変動の影響を受けにくく、税収が安定的であるなど、地方税にふさわしい税の一つ、そして都道府県の基幹税であり、区市町村の重要な財源と位置づけたり、法人事業税の外形標準課税を中小法人の負担に対する配慮は必要とは言いつつ、付加価値割、資産割といった外形基準は景気変動に左右されにくく、税収の安定化に寄与、それから法人の事業活動の規模に応じた薄く広い課税により公平性を確保するものなどとして、法人事業税における外形標準課税を2倍に拡充することと引きかえに所得税率を3分の2に引き下げることがを容認するなどといった姿勢は重大な問題だと思っています。

最悪の不公平税制であります消費税は、税の再配分機能に逆行し、格差を拡大させる役割を果たしていること、それから、史上最大の内部留保を積み上げて、もうけにもうけている大企業の負担をさらに減らし、その一方、赤字の法人も税金を負担せざるを得ない外形標準課税の拡大は中小企業の負担を増大させ、疲弊させることは明らかです。景気に左右されないなどと言いますが、国民の消費力や日本経済を支える中小企業を弱め、日本経済の長期にわたる景気の停滞、低迷の根源になってきたことは、消費税5%、8%へ引き上げのたびに景気が低迷、悪化し、結果として税収も減ってきたということからも明らかではないでしょうかということで、以上、評価させていただきたいことと指摘したいことを発言させていただきました。

【会長】 ありがとうございます。

今のご指摘いただいた点につきまして、まず、法人課税に関する応益原則の観点から、このいわゆる偏在は正という名前でも国が吸い上げるということについて、これはおかしいという点につきまして評価いただきました。都市の財政需要をそれぞれ組み込んで、それに対する財源確保という形で税を考えるという点についても評価いただいたということでございます。ありがとうございます。

それと関連するわけですが、今のご指摘いただいた点、例えば渋滞解消であるとか、国際ビジネス環境の整備でありますとか、今、おそらくこれは税制を超えて、いろいろな形で都政全般で議論されている内容かと思えます。そこについては、都税調としてどこまで踏み込むべきかという問題はございます。そこまでなかなか統一見解を出すところまで行かないということはお理解いただきたいと思います。

ただ、法人税全体としての税率の引き下げをどう考えるかにつきましては、実は前期の調査会の小委員会のもとに分科会を設けまして、企業の公的負担のあり方に関する調査研究を行いました。それでいろいろな国の状況を見て、日本の法人といいますが企業の公的負担について、ただ下げるだけがいいというわけではないだろうという議論を行ってきたわけですので、それが今期の調査会の議論にも生かされていると思っています。

応能課税と応益課税の組み合わせということですが、全体としての応能課税につきまして、例えば所得税の累進課税につきましては、ご存知のとおり、いわゆる国の所得税という形で行われているわけでございます。今、政府税調で所得控除と税額控除の得失といった議論もなされているようですが、どちらかという税額控除に切りかえた場合の所得再分配上の効果は累進課税のときに非常に大きく出てくるものですので、どちらかという国税、所得税の課題ということになっているかと思えます。

住民税のほうはご存知のとおり比例税率ですので、もちろん総合課税の拡大という形での、あるいは不必要な例えば租税特別措置であるとか、あるいは所得控除であるとか、そういったものを見直すということについては、この答申（案）の中にも若干言及しておりますが、全体としての税率構造については、どちらかという国税と地方税を合わせた課題と考えさせていただいております。

消費税、外形標準課税についてのご指摘をいただいております。応益課税という根本原則についてはご理解いただいているわけですので、消費課税全体の税率をどうするかということについてはあまりここでは触れておりませんが、地方財源といいますか、地方税の充実という形で考えているということでございます。外形標準課税につきましても、これも前期あるいは前々期からずっと議論を積み重ねてきているところです。改正の方向としては、外形標準課税の拡大をよしとする立場で議論を積み重ねてきたということがございますので、その点をこれまでの議論の積み重ねということでご理解いただければと考えております。

小委員会については、〇〇委員に小委員長代行をお願いしましたが、何かこれについて補足がございましたら、よろしいですか。

【委員】 大丈夫です。

【会長】 それでは、またご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

では、〇〇特別委員、どうぞ。

【特別委員】 ご苦労さまでございました。〇〇です。

〇〇小委員長代行から、今回幅広い分野の人を集めて報告書をまとめたという、特に外見ですけれども、この報告書も前回より数段見やすく、ポイントと図も全部この中に入れていただいて、今までの文章だけ羅列している報告書と違って、読んでいて非常に見やすいつくりになっていて、評価したいと思いますし、おっしゃったように、従来の東京の偏在是正のところから東京の従来の財政需要のところからさらに踏み込んで、社会保障という分野に人口減少局面の東京と、そして、他の道府県に類を見ない高齢化の速度、それに見合う東京の今後の社会保障の負担という問題に大きく踏み込んでいただいたところで、非常に評価したいと思います。

その上で、これは前回も会長に申し上げたのですが、今回は1年目なので具体的にどういう税のあり方がいいかというところまでの検討だという話がありました。これは確かに都税調の枠を超えてしまうのかもしれないのですが、私はおそらく国が税制改正をする最大の背景は東京ひとり勝ち論という、ここが大きなネックになっている。それに合わせて、いろいろな本来の税理論ではやってはいけないところまで手をつけてどんどんいじっているのが今の国の税制改正ではないかと私はずっと感じておまして、特に企業版「ふるさと納税」などというのは、もう根本から地方税を崩すことになる話で、こういうことを平気で議論していく今の国の税制改正のあり方はいかなものなのかと非常に私は心配している一人であります。私は、ただ、どうしても地方に行くと、東京と例えば鳥取県や島根県、こういうところの人口などは、私、八王子なのですけれども、八王子市の人口よりも少ないわけですね。そういうところと東京を同列でいろいろ議論して何とか活性化しようとしても、なかなかこれは無理な話なのではないかと思っています。

そういう意味で、根本的に東京ひとり勝ち論を変えていくために、また、お互いに地方もウィン・ウィン（Win-Win）の関係で生きていくためには、改めて、ここに最後、21ページにも「地方分権を促進するものでなければならない」と書いていただいておりますし、最初の地方自治を支える分権改革でも、総体としての地方分

権改革を進めていく必要があるという結論をつけていただいているのです。そこで、もう一步踏み込んでいただいて、根本的には東京とある程度対等に規模を同じくする自治体というのをつくり上げていくしか、これは日本に幾つかそういうものをつくり上げていくしか、地方がもうウイン・ウイン (Win-Win) で生きていくというのはなかなか難しいと思います。おそらく、これは東京からまた財源を吸い上げて地方にばらまいても、申しわけないのですけれども、先ほど言ったような自治体のレベルでできるのかといたら、正直な話、無理だろうなと思っています。

これは大変失礼な言い方かもしれないのですが、そういう意味で、やはり根本的に地方分権改革の税制改革をしていこうと思うのであれば、道州制の議論というのも1つは視野に入れて、そこと一緒になってやらないと、根本的に国がいつまでも目指している東京ひとり勝ち論というのを覆すことはできないのかなと。確かに理論上はかなり詰めて、今までの東京の財政需要も非常に説得力ある根拠なのですけれども、聞く耳を全く持っていないのです。今回の社会保障のこれからの将来にわたる需要という問題も非常にすばらしい視点だし、読んでいて私はよくぞ踏み込んでいただいたなと感動しておりました。そういう中でも、根本的には道州制の議論と地方分権の税制改革というの是一緒になって議論しないと、これはいつまでたっても東京のひとり勝ち論というのは消えないのではないのかなと思っておまして、どうか次回から、先ほどの会長の話ではちょっと逸脱する部分があるのかもしれないのですが、ただ、ここは一緒に考えていかないと、単なる今ある税制の中での議論だと限界が来るのではないかと感じておまして、ぜひとも今後2年目、3年目、そういったところに踏み込んでいただければと思っています。

【会長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 この答申(案)については、私もかつて都議会財務主税委員長をここでやらせていただいたりした経験から、当時に比べて税担当の局が表にこうやって出てこられるような時代になったということは、委員の先生方の専門的知見のバックアップがあつてのおかげだと思って大変評価をさせていただきたいと思います。

それを踏まえて、2つ現実的な問題を申し上げて、できるだけ簡単にやりますが、1つは、全国市長会というのが、私は極めて総務省に都合のいい組織だと思ってはいますけれども、しかし、そこに参加をして筆頭理事を全国で務めている立場で、この地方法人課税の問題について反対をしてくれている交付団体がいるという事実についても、東京都○○副知事や○○特別委員にはよくご報告してごさいますけれども、これはぜひご承知おきいただきたいと、学者の先生方には特に申し上げたいのであります。

それはキャピタルフライトで結論的に言えば、シャッター街になって人口が減少して、子どもたちがみんな東京へ出ていく現実もあります。私ども23区は特別区全国連携プロジェクトの名のもとに、百八十数カ所と連携を实际始めたのです。今、京都府市長会、京都府に15市ぐらいあるのでしょうか。京丹後市が会長であります。北海道は150ぐらい町村があるのですがそこと、青森県などなど東北6県と、こういうところと23区と協定を結んで、ウイン・ウイン (Win-Win) を現実的にやっつけていこうと。これは言うは簡単でございましてけれども、東京都にも私どもの意見をしっかりとお届けして、国に対して提出する地方連携の計画の中にしっかりと入れていただきました。

この間、地方創生担当大臣にもお目にかかって23区の取り組み及び東京都の連携については、東京はひとり勝ちをよしとしているのではないのだと、ウイン・ウイン (Win-Win) で行くのだと。そのキャピタルフライトを東京からの資本の移動によって埋めるというだけではなくて、ささいなことかもしれないけれども、東京は全国あつての東京だと、エンドユーザーとしての東京というものを我々はきちっと理解をしているのだということで、ささやかであります。この運動を始めて、大変好評であります。地方の印象は非常にようございまして。私どもは、そこにいきなり地方法人課税は不合理だという気持ちは極めて強いし、特別区長会で意見広告を新聞に出そうとか、MXテレビのコマーシャル等とかという意見も若い区長さんたちから出ておまして検討中でござ

います。対立より、どういようにして地方の不安や心配を我々が和らげていけるかという。これは極めてささいなことかもしれませんが、こういう答申から出てくる理論闘争とは別に、小技を使って地方と連携して、結構北海道ブランドは列ができたりして、あっという間に売り切れて、何日もやれというご意見もあり、今度、商店街連合会と連携してやってまいります。

ほかに申し上げたいことはいろいろありますが、今日はそういう議論をする場ではないと思ったけれども、〇〇特別委員から具体的にご提案があったので、ついでに悪乗りして申しわけありません。

長くなりました。すみません。

【会長】 ありがとうございます。

〇〇特別委員からお話がありましたとおり、企業版「ふるさと納税」についての見解は、この答申（案）にはっきりと書かれたとおりでございます。

それから、東京のあり方、いわゆる地方圏のあり方を通じて税制を考えていかなければいけないということにつきましては、実は第1回の総会ときには〇〇先生から講演をいただいて、いろいろな議論、質疑応答をさせていただきました。そこでも東京を超えて全国的な地域問題といえますか、そういったことに関する視点はあったと思うのですが、小委員会でも先ほど〇〇小委員長代行のお話にありましたとおり、今回初めて参加していただいた、いわゆる研究者の小委員会委員の先生方から、今日ご出席いただいている〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員も含めて、それぞれの専門分野からお話をいただきました。それにつきましては、全て議事録であるとか提出資料とかウェブサイトに乗っていると思いますので、ぜひそれをお読みいただくと、税を超えて、先ほどお話がありました社会保障の問題も例えば〇〇委員であるとか、いろいろな方からお話をいただいたことを含めて入っております。今回の答申に全部それが生かされているとはなかなか言えないかもしれませんが、そういうことをインプットして、これからの議論をやっていききたいのだということを、ここではまず言わせていただきたいと思います。

〇〇委員からございましたとおり、いわゆる共存共栄のあり方についても、今申し上げたことと同じでございます。東京の視点あるいは東京以外の地域の視点ということを考えていかなければいけないものと考えております。

これは会長として言っているかわからないのですが、「ふるさと納税」の例の返礼品ですか。ああいう支出について、私は地方公共団体の支出というのは公共性を持っていなければいけないものだと思います。そこはどうなのかということを、これは税の問題ではないのですが、考えなければいけない問題ではなからうかと思っています。

小委員会委員の先生方から何かございましたら、よろしいでしょうか。

それでは、またご自由にご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

【特別委員】 〇〇でございます。

1点だけなのですが、今、企業版の「ふるさと納税」の話が出たわけですが、34ページのところの書きぶりですが、企業版「ふるさと納税」の問題点は記載のとおりだというように思うわけですが、その前段として、現行の「ふるさと納税」で当然返礼品競争ということ自体も問題なのですが、問題の本質は返礼品競争ということではなくて、受益者の負担ということであるならば、その「ふるさと納税」自体がやはり問題なのであって、返礼品の競争をしていることが問題だよというところにスポットが当てられ過ぎているのではないかと。それも問題なのだけれども、そもそも企業版の「ふるさと納税」のところの問題点の中でも列挙されているような理論構成から言えば「ふるさと納税」自体も問題であるというような形にさせていただいたほうがよろしいのではないのかなというように、意見ですけれども、よろしく申し上げます。

【会長】 ありがとうございます。

この34ページは、先ほどの構成でいきますと第2部に入っておりますのまで、いわゆる地方法人課税をめぐるというところで書いているものですから企業版ということになっています。しかも、企業版についてはこれからつくろうという話なので、つくられる前にそれについての意見を述べようという形で述べているわけです。個人版は、今、言われたとおり、返礼品競争だけが問題ではなくて、そもそも応益課税の原則からどうなのかということが問題であるとのことですが、それはここでは書いておりません。書いていないことを会長が言っているのかどうか分かりませんが、個人的には、それは今、〇〇特別委員が言われたことと同じことを考えているのですが、そこまで踏み込んで、今回は書いていないということでございます。

これにつきまして、小委員から何かご意見ございましたら。企業版あるいは個人版も含めて何かご意見ございましたら。

それでは、ここにつきましては、今回ここで法人版ということなのでここに書かせていただいたのですが、全体がどうなのかということについては、まだここで議論をやっていないものですから、どのように取り上げるべきなのかということも含めて次年度以降、考えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

ほかに意見はいかがでしょうか。

では、〇〇特別委員、どうぞ。

【特別委員】 くだいようなのですけれども、ホームページを見て、あとはどういう議論をしたか確認してくれという先ほど道州制の議論があったのですが、できれば、そういうことがもう少しわかるようにここに書いていただくと、これを幾ら読んでも、そこまで議論したというのはどうも見えないものですから、私はこういう財政需要だけでも反論していくというのはきついのかなと正直な話、思っているのです。というのは、国のほうが全く聞く耳を持っていないではないですか。だから、もう少し国の枠組みを考えながら、ある程度の規模がないと太刀打ちできないというのは、経済学でも規模の利益というのはありますけれども、ある程度の規模がないと太刀打ちできないというのは見ていて本当によくわかるのです。別に地方を沈めようなどと思ってなくて、やはり上げてあげなければいけないと思う。それが結果として、今、地方創生とかと言っている国全体が押し上げられることになると思うのですけれども、そのためには、ある程度、東京に対抗できる枠組みができていないと、これはなかなか競い合ってもいけないし、ウイン・ウイン (Win-Win) で競い合うにしても、今、東京だけがどんどん先へ行ってしまいます。ある程度その枠組みができていないと競い合いということができないので、税制ということを考える上でそういったある程度の道州制ということが議論されたということであれば、それも載せていただければありがたいなとは思ったのです。

【会長】 私の言い方が誤解を招いたかと思います。先ほど小委員会委員の先生方からのプレゼンを踏まえた議論というように申し上げましたが、全体としての東京あるいは東京を含めた地域のあり方について議論があったということございまして、必ずしも道州制に焦点を当てて議論したということではございません。すみません。

広い意味で国を構成する地方自治体の単位と申しますか、あり方ということで、日本でもそういう議論がここ何年か、もう10年近く議論がなされてきていると思いますが、それぞれいろいろな議論の浮き沈みと申しますか、流れがあると思っております。ただ、これをどういう形で税制改革論に受けとめていくかということについて、そこまでの議論にはまだ至っていないというのが正直なところでございます。今のところ言えるのはそこまででございます。

〇〇小委員長代行、どうぞ。

【委員】 小委員会でどういう議論があったのかということを中心に簡単に補足させていただきたいと思うのですけれども、やはり東京もこれから例えばインフラの更新が必要になるとか、さらに高齢化が進んで、高齢者の医療・

介護をどうするのだという財政需要があるとか、そういったものを挙げていくことで東京にも一定の財源が必要だということ、それを言うていくことは必要ではないかという議論があったのですけれども、片方で、例えば、国が進めている日本版CCRCですとか、それだったら高齢者で所得資産を持っている人を地方に移せばいいではないかといった議論があるのだけれども、そのような形で東京と地方の関係というものを考えていいのかというような議論がございました。今、東京は東京で、地方は地方で、それぞれ課題はあるのだけれども、それぞれの課題を国の立てた理屈で人を移すとか、財源が足りないので分けるということではなくて、それぞれの地域がこれからの社会というものを考えていくに当たって、必要な社会経済構造のあり方ですとか、それを達成していくための財源確保をどう考えていくのかという観点から、税の負担のあり方や、財政調整のことを含めて検討していくことが必要だろうという話は出てきたのです。

ただ、それを考えていく上で、行政体制をどうすればいいか、その自治体の規模をどうするかということについては、1つ、ここは東京都の税制調査会として、道州制ということで東京が1つの例えば関東州になるみたいな話でもないということと、それぞれの地域の考え方もあるだろうということもあって、そこまで踏み込んでおられません。むしろ、今の限られた財源の奪い合いみたいなことではなくて、双方が双方の課題を、連携できるところは連携しながら、乗り越えるためにはどのような関係を考えていけばいいのかとか、そのときの税負担のあり方、あるいは財政調整のあり方みたいなものをさらに検討していくことが必要ではないかというようなことが議論されたということでございます。

【会長】 補足いただき、ありがとうございました。

では、〇〇特別委員、どうぞ。

【特別委員】 おはようございます。

この答申、大変すばらしい答申だなと思っております。小委員会委員の先生方の御労苦に心から感謝申し上げます。次週、次回でこの答申の結果が出まして、速やかに国にしっかりと物を申したいかなければいけないと思っています。

何かと言いますと、政府税調はもうすぐいろいろと方向性を決めていくわけですから、やはり委員の先生方がしっかり考えていただいたことを、また私どもの意見も含めて努力をしていかなければいけないのかなと思っております。ただ、今、〇〇委員や各委員方からお話があって、私ども都税調になじむものもあればなじまないものもあるのかなと思っております。ただ、首都東京が担わなければならない多くの課題を今回入れてくれたことは大変議会側とするとうれしい限りでございますし、都税調委員の先生方の考え方と議会と理事者とが行動していかなければならない、政策をつくっていかなくてはいけないものがセパレートで分かれていてもいいのかなと思っております。そういう意味では、私ども努力をさせていただきたいと思っています。

ただ、先ほど〇〇委員からいろいろとお話があったのですけれども、こういういろいろとCCRCの問題も含め、国は税制、財源の健全化をやって、歳出を抑制していく。片側では、やはり地方の創生だと。そして、CCRCをやりながら新たな補助金をつくっていきこう。そして、片側では地方の総合戦略、地方版の総合戦略をつくっていきなさい。しっかり地方がやりなさい。だけれども、国は、金は出さないよ。では、どこで議論するのですか。あるところから取ろうよと、そういう残念な結果であることは委員の先生方も十分ご理解をいただいていると思っております。私どもは、ある意味、首都東京が担わなければいけない責任もあると思っております。では、その責任の範囲はどこまでなのだと。ただ、先ほど〇〇委員が言った、若い人たちが全部東京に集中してしまう、ブラックホールだと言われている。大学に入学する。やはり東京の大学に入学する。では、卒業して帰って、地方で自分のふるさとで仕事があるかということ、ないから東京で仕事を求めていく。当然、そうなれば家庭を持ち、子供ができて、やはりそうすると首都圏で家庭を営んでいき、そして、職場を求めていくということになるから、実は逆に私どもは、そこでさらに高齢化が進むということなのです。ですから、言葉は悪いですが

れども、地方は高齢の方たちがある程度年齢が成長して進んでいけばある意味では高齢化は落ちついてくるのですけれども、東京の場合は継続して高齢社会が進んでいかなければならないという財政負担も考えていかなければいけないと思っているのです。

ですから、私どもは、首都東京が担うこと1つ、片側では、地方とどうやって協力体制ができるか。先ほど市長会の話が出ましたけれども、私どもは、この5年後のオリンピックも含めて、地方が協力をしてくれなければ東京オリンピックは成功できないという考え方を前提に持って日々努力をしていかなければいけないのかなと思っています。そのことを私どもはしっかり理事者側も議会側も努力をしていながら、その中で本当に税というものについて、やはり委員の先生方がしっかりとした方向性を見出していただいて、そこどうリンクさせていくかということがすごく問われていることかなと私は率直に思いました。その意味では、私どもは、先ほど下品な言い方をして、国はあるところから取ろうよという思いを持っているのだろうということは否定できないのかなと思っています。ぜひそのこともお含みいただきながら、私どもは日々努力していかなければいけないのかなと思っています。

インバウンドで1,340万、昨年東京に来ました。東京というか日本に来たのです。そのうちホテル旅館組合の方の言わせると、1,000万人の人が東京に泊まったというのです。ですから、私どもは、この東京に来てくれている方たちをどう地方に回すか。地方の外国航路、飛行航路から地方に入った方をどうやって東京に来てもらうか。インとアウト、これをオリンピックまでにオールジャパンでやっていきたい。やはり地方に対して東京が汗を流すという姿も見せていかないと、なかなか税だけで問題は解決しないのかな。〇〇委員が東京ひとり勝ちというお話も出ました。まさに、その中で東京がしっかり努力をすることも不可欠かなと思っていますので、その辺もお含みをいただければありがたいと思っています。

委員の先生方の大変な御労苦に改めて感謝申し上げます。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

ただいまのお話は、税の話を超えて、東京と地方圏との共存共栄ということについては、みんなそれぞれ考えているわけですが、それをオリンピックあるいは観光、そういった分野も含めて、どういう形で取り組んでいったらいいか。そういう東京都の課題、あるいは各地域との協力のやり方、仕組みをどうつくっていくかという問題提起というかご意見であったかと思います。これはもちろん都税調というよりは全体の議会もしくは理事者として取り組んでいただけると、いうように私も伺っておりました。ありがとうございます。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 全体の答申の内容ではないのですけれども、今まで議論してきたこと、あるいはこれから議論して最終的な修正をしていただきたいなという意味で発言をさせていただきたいと思うのです。

今、東京には、13の町村がございます。その中の島では9つです。内陸部には3つの町と1つの村があります。東京ひとり勝ち論というのがありますけれども、東京の税制の中で、これら小さな弱小団体をどう都の収入の中で支えていくかということは大きな課題なわけです。そういう点では、いろいろな意味で支援をいただきながら、小さな町が過疎と高齢化の中でやっているという実態が地方ではなくて東京の中であるという点では、偏在是正という部分に対して、まだもう少し東京都の中の実態をこの中にきちっとやって、それはおかしいよと、全国的な是正する前に、都でもまだこれだけの需要があるのだよということももう少し出していただきたいなと思います。

1つの例えでございますけれども、私たちの町にはトンネルが14あります。そのトンネルが首都圏の中の道路でバスの交換ができません。山梨県と通じております。山梨県の丹波山を抜けますと、十数年ですばらしい道路ができました。これが東京都の中の実態でありますので、ましてや小菅に1つのトンネルができて、ダム

の周辺で、これもやっとな交換ができるかできないかという道路があります。そういう需要があるということも事実でございますから、そういう点でそういう実態を踏まえながら、もちろん、社会資本整備の問題に関してはいろいろ議論があろうかと思えますけれども、そういう部分があるからこそ、そういうことをきちっと東京都自身がやる需要というのがまだまだあるというのが実態でございます、私たちとすると、そういう問題を強く訴えたい。

また、島におきましては、3. 1 1以降、津波の問題がございます。あの津波が来れば、島のほとんどの9市町村はアウトでございます。これを一定のお金を出してやらないと、あの時点で島の住民はもう本当に住めなくなるという実態があるわけですから、そういう特殊な実態も踏まえて、これを税制で東京ひとり勝ち論だから取るよと、あるいは地方交付税の中にそれを分配するよというようなことは我々にとっては非常に理不尽だと思っていますので、この辺の議論の構築と、国に向かって都税調としてその辺のしっかりした部分はもっと具体的に言ってもいいのではないかなというようなことを、私は今、東京都町村会の会長をやらせてもらっていますので、皆様方に一言お願いをしておきたいと思えます。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

ただいまの〇〇委員のご発言は、東京都の都税調としては、あるいは東京都としてはどのようなのでしょうか、いわゆる大都市という位置づけだけではない。町村部についての視点といいますか、町村に関する視点というものを都税調答申の中に盛り込めるのかということについての問題提起かと思えます。

いわゆる全国的な偏在是正については批判的な見解を書いておりますが、都内の政策課題についての対処ということはどう考えるのか、それも含めて考えるということでございます。これにつきましては、どういう形で触れることができるのか、今、思いつかないのですが、これは検討させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

では、〇〇特別委員、どうぞ。

【特別委員】 ここ数年、都税調に籍を置かせていただいている、今回の答申は、ここ数年の特に偏在是正措置の地方税の東京が直面をしている一番大きな課題に対しての集大成の答申になるのかなという気がしております。つまり、それはとてもよくできているなどということとともに、やはり税理論の問題というものをここ数年ずっと考えてきた中で、最終的にこういう結論に当然到達をするのだろうかと思いました。

特に、偏在是正の問題については、地方税法の税理論を無視しているとか、矛盾が非常に拡大をしてきているとか、そういう理屈としての理論としての東京の主張というのは、ほぼここに全てまとめられているというように思えますので、これ以上のものを求めるということにはほぼできないのだろうと思っています。

つまり、私は何を言いたいかというと、地方税法を初めとして、税法の改正というものをやっていたかかない限り、東京の今の矛盾というのは解決をしないということを考えれば、国会で法律を改正していかなければいけないということになるわけでありまして、私たちができること、あるいは都税調の役割というのは、本当に委員の先生方の御尽力によって、理論としては到達をしたのではないかなという気がいたしております。

したがって、これは委員の先生方に申し上げているわけでもなく、誰に申し上げているわけでもないのですけれども、最終的には政治の課題でありますから、私たち都議会もそうですが、政治の世界です、この税の問題というのは解決をしなければならないという決意を持って私たちはこれから臨んでいかなければいけないのだろうということが結論ではないのかと思っています。

したがって、知事も当然この答申を受けるわけでありまして、知事も知事なりに、あるいは東京都政も東京都政なりに努力をする必要があります、二元代表でありますから、私たちと議会もその一端を担って、できるだけ東京の不合理な偏在是正措置、あるいはまた不合理にレッテルを張られている一極集中、こういうこと

に対する理論的な矛盾を含めて、それを解消していくべく努力をしていかなければいけない。そのためには、都民に訴えていく世論を形成していくということも大事ですし、あるいは企業版「ふるさと納税」も含めてでございますが、法人住民税が国に収奪をされているということを考えれば、法人の皆さんにもしかるべき受けるべきサービスが受けられていないのだということを含めて、私たちは世論を喚起していくということに、よりこれから注力をしていかなければいけないのだろうというように思っています。

以上であります。

【会長】 ありがとうございます。

今回の答申の特に第Ⅱ部について、この第Ⅱ部の内容につきましては、もちろん前期まで答申に組み込んできたものを集中的に取り出してといえますか、そういう形で取りまとめて、さらに今年度の状況を踏まえて取りまとめたということでございます。

これは、我々としても、このまま答申(案)が答申になれば、それを知事に答申させていただきますけれども、それを生かしていただくのは知事あるいは議会の皆様ですので、生かしていただければ大変ありがたいということをお願いいたします。ありがとうございます。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 小委員会にかかわらせていただきまして、特別委員のみなさまのご発言も非常に心強く思いました。今の偏在是正の話について、世論喚起をすべきだという〇〇特別委員のご発言は全く私も同感であります。

ただ、正直に申しますと、この問題について小委員会の委員の中で本当に心の底から、偏在是正をこういう形でやるべきでないと、東京からお金を奪うというような露骨なやり方はやるべきでないと、何のわだかまりもなく断言して発言された方が何人おられたかという、私は間違いなくその人間なのですけれども、やはりいろいろお立場お立場おありになって、偏在是正はこういうやり方で、形式論的にはおかしいと思うけれども、かといって、偏在是正をやらなくていいのかという、私はそんなにやるべきではないと思っているのですが、やはり偏在是正は必要だと思われる方はいらっしゃったというのは事実だと思います。

おそらく、これは別に小委員会の委員の話だけではなくて、都民の方々も同様だと思います。もうずっと何代も前から東京にお住まいの方は、そういう意味では、こういう理不尽なやり方はひどいではないかと、かなり心の奥底から思われるかもしれない。けれども、都民1世というか、都に移住して初めて子供が生まれるという1世というのですか。そういう方々からすると、親は地方に住んでいて、ほかにやり方がないのだったらこういうやり方も税のことは詳しくわからないから仕方がないのではないかとこのように思われてしまうかもしれないという問題は、私も説得を学者としてしたいという思いのときに、かなりいつも壁にぶち当たる悩ましい問題だと思います。その壁をぶち破る方法は、先ほどの〇〇委員もおっしゃったように、決して税だけで解決する問題ではないということ。これは非常に重要なところを〇〇特別委員もおっしゃったことだと思います。

ただ、今回の税の問題で悩ましい問題は、今、既に取られている地方法人特別税及びその譲与税が「特別」という名前がついているがゆえに、経過措置というか、特例的な扱いであるというニュアンスが、暫定措置であるというニュアンスがこの名前から醸し出されているわけですが、これをやめて、地方法人税という、名前からすると恒久措置と見間違ふようなぐらいの名前に集約してのように考えておられるところが非常に悩ましい問題であります。

地方法人特別税のままだと、それは暫定措置だから、いずれやめるべきではないかという話で、すぐにはやめてもらえないかもしれないけれども、やめてもらえるかもしれないという期待が少しうかがえるわけです。しかし、地方法人税となりますと、なかなか暫定措置というニュアンスが名前からはうかがえない。かなり恒久的な仕組みとして、非常にゆがんだ仕組みですけれども、一旦地方税として取りながら国に上納するというのはおかしな税の取り方だと思うのですけれども、まず、それが1つあります。

では、地方法人税と同時に課す法人住民税の法人税割は、国の法人税と課税ベースが同じですから、国の法人税で取って、それでやればいいだけの話で、わざわざ法人住民税からひねり出さなくてもいいではないかというロジックも考えられるのですが、ここに1つまた壁があります。これは技術的になりますけれども、地方交付税の財源として、所得税、法人税、酒税と地方法人税、消費税で5つの税財源があるのですけれども、法人税の交付税に充てる比率、これは法定率と呼びますが、これを昨年の税制改正で、今年度変わるのですけれども、所得税と比率を同じにする。33.1%にするという改正が行われていて、所得税と法人税の法定率が同じ率にする形に今、制度が移行した。そうすると、なぜそういうことをしたか。しかも、わざわざたばこ税は地方でもたばこ税を取っているということもあるから、交付税財源からは外すということにし、それを酒税で代替するという形で集約してきた。

地方交付税の財源を、国税として取った中から出す比率を見直すことが今行われたがゆえに、今後はすぐになかなか変えにくい。つまり、もう一度、話を元に戻しますと、法人住民税の法人税割は国の法人税と課税ベースがほとんど一緒だから、本来ならば法人住民税の法人税割と同時に地方法人税として取るというやり方ではなくて、国がそもそも法人税として取ったものの中から交付税財源を賄えばいいではないかという話でロジックが組み立てられそうなのですが、残念ながら、それがふさがれている。つまり、地方交付税の財源として充てられる法定率が所得税と同じ比率にされてしまったがゆえに、なかなか今度はこれを変えられないということになりますと、国の法人税として取って、そのより多くを交付税の財源で充てたらいいではないかという議論が非常にしにくくなって、だから結局は地方法人税という形で調整するというしわ寄せが今回来ているのかなど。そういう意味で非常に逆風が吹いていると。私としても隔靴搔痒なところがあって、そういう意味ではぜひともこれを答申としてまとめていただきながら、知事、都議会の方々に説得材料としてお使いいただくということをお願いしたいと思います。

【会長】 ありがとうございます。

今、〇〇委員の言われたとおり、この委員名簿をご覧いただくと、とにかく都税調の委員、特に小委員も務めていただいている方々は、非常に各分野で活躍されている方でありまして、それぞれ意見が全く一致するはずがないと言っては失礼ですけれども、そういう人たちが集まっているわけでございます。そういう中でこの答申(案)にまとめるためにいろいろ工夫あるいは苦勞するわけですが、それぞれの思いはあるということは私も存じております。

その地方法人税と法人税、あるいは地方交付税との関係ですね。これについても毎年のように制度が変わっておりますので、どれをどう組み合わせていくのがいい姿なのかということについていろいろ意見はあるのです。少なくとも今年の答申に関しては、こういうところでまとめさせていただいたというのが結論でございますので、これを生かしていただければ大変ありがたいというように、繰り返してありますが、申し上げさせていただきます。ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。よろしいでしょうか。もしないようであれば、本日の審議はここまでとさせていただきます。本日は、皆様からいただいたご意見を踏まえて、私と事務局で早急に答申の最終案を作成して、次回の調査会、来週ですけれども、提出させていただきます。

それでは、事務局から次回の日程の説明をお願いします。

【税制調査課長】 第3回調査会は11月16日月曜日、午前11時30分から、本日より都庁第二本庁舎31階特別会議室27で開催させていただきますので、ご出席方、よろしくお願いたします。

以上でございます。

【会長】 それでは、以上をもちまして、第2回東京都税制調査会を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、大変ありがとうございました。

— 了 —